

岩手県告示第378号

次の救急病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する申出の撤回があった。

平成21年4月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

救急病院の名称	所在地
岩手県立中央病院附属大迫地域診療センター	花巻市大迫町第13地割20番地 1
岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター	九戸郡九戸村大字伊保内 7 地割35番地 1
岩手県立大船渡病院附属住田診療医療センター	気仙郡住田町世田米字大崎22番地 1